

## 保育料支払誓約書

債権者 高砂キッズ・スペース（以下、「甲」という。）と債務者\_\_\_\_\_（以下、「乙」という。）は、本日、次の通り保育料金の支払い滞納時の対応について締結した。

第一条 乙は、甲に対し、毎月の保育料金を延滞なく支払うことを誓約する。

第二条 保育料金の支払いは下記のとおりとする。

- (1) 引き落とし指定日は、毎月 10 日とする。  
ただし、10 日に引き落としができなかった場合は、20 日に引き落としとする。  
(引き落とし日が、金融機関の休業日の場合は、翌営業日とする。)
- (2) 20 日引き落としができなかった場合は、月末までに甲指定の口座へ入金する。
- (3) 甲指定の口座は、但陽信用金庫とする。

支店名：027 高砂西

口座種別：普通

口座番号：0203181

口座名義：トクヒ) タカサゴ キッズ スペース

第三条 支払いの滞納が三ヶ月以上となった場合は、翌月より学童保育所の利用承認を停止し、未納保育料金全額を直ちに支払う。

第四条 本誓約書に定めのない事項が生じたとき、又は、この契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

以上、本誓約書成立の証として、

甲乙は署名押印のうえ、年度末又は支払完了まで、事務局にて保管する。

年 月 日

債権者（甲） 住所 高砂市松陽1丁目5-20  
氏名 代表理事 上田 康正 印

債務者（乙） 住所\_\_\_\_\_

学童名\_\_\_\_\_

児童氏名\_\_\_\_\_

児童氏名\_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印